

まちづくりの担い手Instagram掲載等業務委託 要求水準書

1 業務名称

まちづくりの担い手Instagram掲載等業務(以下、「本業務」という。)

2 目的・概要

本市では、若い世代の東京圏・大阪府への転出超過が続いているが、特に 20 代から 30 代の女性（以下「若い世代の女性」という。）の転出割合が高く、これは若い世代の女性に本市で暮らす魅力等が十分に伝わっていないことが原因であると考えている。

以上のような認識のもと、令和 6 年度には本市の多彩な魅力等を表現したブランドメッセージ「住むほどに“好き”が深まる “姫”のまち」(以下「ブランドメッセージ」という。)を作成したところであり、これを旗印とした発信を行っている。

本業務は、若い世代の女性が本市での暮らしの価値を再認識するきっかけとするため、若い世代の女性が特に多く利用するInstagramを用いて、本市に愛着を持ち、充実した暮らしを営んでいる市民等（以下、「まちづくりの担い手」という。）の活動や生き様を紹介することで、本市の都市イメージを定着させるとともに、充実した暮らしが本市でも送れることを示し、ひいては本市への定住促進を図るものである。

3 業務内容

(1) 専用Instagramの運営

本業務の専用Instagramの管理及び運営を行うこと。またフォロワーのメインターゲットは若い世代の女性とし、受託者は、これを念頭に置いて以下の業務を行うものとする。

ア 使用するアカウント

(ア) アカウント

アカウントは「himeji_brand_message」を使用すること。パスワードについては、契約締結後に本市より情報提供する。

(イ) アイコン

アイコンは、ブランドロゴデザインを使用すること。

(参照：<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000030108.html>)

イ 管理及び運営の内容

(ア) 次の事項について、投稿毎に案を本市に提案し、本市と協議のうえ、投稿すること。

(a) フィード投稿のデザイン及び文章（まちづくりの担い手を週 1 回以上紹介するもの）

次の 3 分類でフィード投稿を構成し、まちづくりの担い手の活動を通じた生き様、信条、暮らしぶり（以下、「ライフスタイル」という。）をバランスよく投稿すること。なお、令和 7 年 10 月の 1 週目から令和 8 年 3 月の 5 週目までの間に、各分類について 4 人以上、計 25 人以上投稿すること。なお、3 分類の名称について、他に印象に残る名称があれば提案すること。

① 「じぶんをいかす」ライフスタイル

自分らしさや挑戦を大切にする暮らしを表現するもの。起業、クリエイティブな活動、副業など、「自由に創造的なライフスタイル」を発信する。

② 「ひとをつなぐ」ライフスタイル

人と人のつながりがある暮らしを表現するもの。子育て支援、多世代交流、町内会活動など、人と人が交わることで生まれる「あたたかさ」を発信する。

③ 「ときをうけつぐ」ライフスタイル

歴史や文化、自然とともにある暮らしを表現するもの。伝統産業、地域行事、日本文化、自然保護活動など、「時間の中で生きるライフスタイル」を発信する。

(b) ストーリーズ投稿のデザイン及び文章（市民により投稿されたハッシュタグ「#スキヒメ」の投稿等を週2回以上紹介するもの）

(イ) 次の事務について、実施すること。

(a) ダイレクトメッセージの確認、本市への報告（週1回以上、ダイレクトメッセージへの返信は原則行わない。）

(b) 市民等によりハッシュタグ「#スキヒメ」を付して行われた投稿の件数、内容の把握及び本市への報告（週1回以上）

ウ フィード投稿及びストーリーズ投稿の実施時期

令和7年10月の1週目から令和8年3月の5週目まで

エ 効果測定指標の把握及び報告

効果測定指標は次の4種とし、週1回以上メールにて本市に報告すること。なお、その他有効な指標があれば提案すること。

(ア) フォロワー数

(イ) リーチ数

(ウ) インプレッション数

(エ) エンゲージメント率（算出式はエンゲージメント数÷インプレッション数×100とする。）

(オ) 市民等によるハッシュタグ「#スキヒメ」の投稿数

オ その他

(ア) フィード投稿の内容は、団体又は法人の活動そのものを紹介するものではなく、被取材者のライフスタイルを紹介するものとする。

(イ) すべてのフィード投稿にハッシュタグ「#スキヒメ」を付与し、その他のハッシュタグについては本市に提案すること。

(2) 被取材者の提案

取材するまちづくりの担い手を本市に提案すること。なお、まちづくりの担い手の選定における必須条件は次のとおりとし、本市と協議のうえ取材の可否を決定するものとする。

ア 被取材者の条件

(ア) (1)イ(ア)(a)の3分類のいずれかに合致するライフスタイルを姫路市内で営んでいること

(イ) SNSやその他広報媒体での顔や活動等の掲載が可能なこと

【想定している被取材者例】

- ・ 姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターに登録されている団体の代表者
- ・ 飲食、小売、製造、介護、福祉事業などを起業した者
- ・ 子育てサークルの主宰者
- ・ 地域の活性化のため定期的にイベントを開催している者

・楽器の演奏会や絵画の展示会を開催する者

イ 被取材者とできない者の条件

(ア) 法令及び公序良俗に反する場合、または反する恐れのある活動を行っている者

(イ) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのある活動を行っている者

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者

(エ) 暴力団またはその利益となる活動を行っているものの利益になる活動を行っている者

ウ 提案時期

契約締結後 1 週間以内に、一人目の被取材者を提案すること。また、令和 7 年 10 月の 1 週目から令和 8 年 3 月の 5 週目まで、週 1 回以上フィードにてまちづくりの担い手を紹介する投稿を実施できるよう、本市に対し適時被取材者を提案すること。

(3) 被取材者の推薦応募の受付及び報告

インターネット上で申込を行うための申込みフォームを作成し、被取材者について市民等からの推薦を受け付けること。受け付けた内容について、本市に報告し、本市と協議のうえ、(2)ア及びイに基づき取材可否等を決定する。決定した結果について、決定後推薦者に連絡すること。フォームにはアの内容を含むものとするが、詳細については契約締結後本市と協議のうえ決定する。なお、契約期間内での紹介が見込めない人数の推薦があった場合は、推薦受付を一時停止する場合がある。

ア 設問

(ア) 推薦者氏名

(イ) 推薦者連絡先（メールアドレス等）

(ウ) 推薦したい方の氏名、団体・法人名

(エ) 推薦したい方の活動内容（自由記述）

(オ) 推薦したい理由（自由記述）

(カ) (1)ウの 3 分類のうち該当するもの（選択式）

(キ) 活動写真やリンク等（任意）

イ 設置時期・受付開始時期

契約締結後 2 週間以内にフォームを設置し、令和 7 年 10 月の 1 週目から受け付けを開始すること。

ウ 報告時期

受け付け開始後、週 1 回以上の頻度で受付状況について報告すること。また、契約期間内での紹介が見込めない人数の推薦があった場合など、必要に応じて本市に報告すること。

(4) 市内各所での取材の実施及び専用インスタグラムへの投稿

(2)又は(3)において、本市と協議のうえ取材の候補者に対して、取材に関する依頼、日程調整、取材、インタビュー及び写真撮影、編集及び(1)イ(ア)(a)のとおり専用インスタグラムのフィード投稿までのすべての事務を行うこと。なお、取材については次の事項を含むものとするが、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

ア 取材場所

被取材者と協議のうえ決定すること。屋内、屋外を問わないが、被取材者のゆかりの場所や、本市の暮らしの魅力発信につながる風景、雰囲気伝わる場所が望ましい。

イ 取材内容

(ア) 活動内容

(イ) 活動を始めたきっかけや、人生の転機、活動するうえで困難であったこと、困難を乗り越えた方法等の人生のストーリー

(ウ) (イ)を踏まえ、活動を通じた生き様、信条、暮らしぶり

(エ) 姫路市の好きなどころや魅力的だと思うところ（「姫路市に対する“好き”が深まる理由」としての編集を想定）

(オ) 姫路市で実現したいことや姫路市がこうなってほしいという思い（「〇〇〇〇に“〇〇”が深まる “〇〇”のまち」（以下、「サブメッセージ」という。）としての編集を想定）

ウ 専用インスタグラムのフィード投稿

ア及びイで取材した内容を編集し、フィード投稿の内容案を、投稿予定日の3営業日前までにメールにて本市に提出すること。提出後本市が内容を確認し、(1)イ(ア)(a)のとおり、フィードに投稿するものとする。投稿の曜日及び時間については、提案のとおりとするが、本市と協議のうえ決定する。

エ 取材の成果物として本市に提出するもの

各取材後2週間以内に、次の成果物を本市に提出すること。

(ア) 取材の様子を撮影した写真（10枚以上）

(イ) 取材内容をまとめた文章（2,000文字程度）

(ウ) 取材内容を文字起こしした文章

なお、(ア)及び(イ)の成果物は市移住定住促進サイト等での使用を想定している。

（参考：市移住定住促進サイト：https://www.city.himeji.lg.jp/himeji_brand/）

オ 取材及び投稿時期

令和7年10月の1週目から令和8年3月の5週目まで、週1回以上フィードにてまちづくりの担い手を紹介する投稿を実施できるよう、適時取材を行うこと。

(5) ノベルティの作成及び被取材者への送付

(4)の取材内容から、サブメッセージを記載したオリジナルデザインのステッカー及びTシャツのイメージ画像を作成し、メールにて本市に提出すること。本市が内容を確認後、各被取材者に対し送付する。ただし、令和8年2月及び3月に取材した被取材者のノベルティは作成しない。また被取材者がInstagramに投稿した場合は、リポストすること。

ア ステッカー

サイズ2種（横150mm及び80mm）、各5枚。

イ Tシャツ

1枚、サイズは被取材者と協議すること。

ウ 送付時期

取材後2か月以内

(6) 市民等によるハッシュタグ「#スキヒメ」の拡散促進

(1)イ(ア)(b)に規定するストーリーズ投稿のほか、「#スキヒメ」を付して投稿する市民等を増加させるための事業を実施すること。具体の手法については提案のとおりとするが、本市と協議のうえ実施する。

- (例)・市民等による「#スキヒメ」をつけた投稿を専用Instagramのフィード投稿にて紹介
- ・姫路駅前でインタビューし、姫路市の好きなところについてストーリーズにて紹介
 - ・本市が主催する会議等の委員、参加者の募集について紹介

(7) 専用Instagramの広告宣伝

専用Instagramの市民の認知度を向上するため、Instagram及びフェイスブックを含む広告媒体により、広告を実施すること。なお、具体的内容については提案のとおりとするが、本市と協議のうえ実施する。また、広告宣伝のデザインと統一感を持たせたオに掲げる成果物を作成し、本市に提出すること。

ア ターゲット

姫路市内在住の男女（年齢制限なし）

イ 広告の種類及びクリック回数

Instagram及びフェイスブックフィード広告 合計 5,600 回以上

ウ 広告掲載期間

令和7年11月1日（土）から令和7年12月31日（水）までは必須で実施すること。

エ リンク先

専用Instagramプロフィール URL (https://www.instagram.com/himeji_brand_message/)

オ 広告宣伝の成果物として本市に提出するもの

(ア) デジタルサイネージ用静止画又は動画

横型（16：9）及び縦型（9：16）の2種類の企画を作成し、令和7年10月31日（金）までに本市に納品すること。なお、デジタルサイネージを活用した専用Instagramの認知度を向上する工夫については、提案のとおりとする。

(イ) チラシ

A4サイズのものを1,000枚印刷し、令和7年11月28日（金）までに本市に納品すること。また、電子データについても同日までに本市に提出すること。

(8) プロモーション動画の制作

市民等による本市のブランドメッセージ&ロゴの活用事例を増加させるため、(4)の取材の様子や本市の魅力的なスポット等を織り交ぜた動画を制作すること。なお、いずれも、動画の最後に本市が指定するジングルを入れたものとし、ジングルの電子データについては契約締結後に本市より提供する。

ア 動画の誘導先

市ホームページ：<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000030108.html>

イ 動画の種類

30秒（デジタルサイネージ広告での使用を想定）、1分（リスティング広告での使用を想定）
の2種類

ウ 解像度

- HD以上
- エ アスペクト比
横型（16：9）
- オ 提出期限
令和8年2月27日（金）

(9) 業務の進捗管理及び本市との連絡調整

本市と十分な連携を図るとともに緊急時の連絡体制を確保するため、連絡窓口となる業務担当者を契約締結後3日以内に選定し、連絡調整業務を実施すること。

ア 定例会議の実施

月1回程度（1回当たり60分程度）の定例会議を実施し、業務の進捗管理、(1)エに示す効果測定指標の報告及び次月に向けての戦略等について協議すること。なお、各回の資料は受託者において準備するものとする。

イ 業務完了報告書の提出

専用Instagramを令和8年2月27日（金）まで運営した結果及び次年度に向けての改善提案を記載した報告書を、令和8年3月31日（火）までに提出すること。

ウ 業務手順書の作成及び業務継続のため必要な電子データの納品

本業務について、次年度以降の業務を円滑に継続するため、次の業務手順書及び業務継続のため必要な電子データを、令和8年1月30日（金）までにDVD-Rにて本市に提出すること。

(ア) 業務手順書

業務手順書には、次の事項を記入すること。

- (a) フィード投稿の手順、デザイン及び文章作成時の留意点
 - (b) ストーリーズ投稿の手順、デザイン及び文章作成時の留意点
 - (c) 市民等によりハッシュタグ「#スキヒメ」を付して行われた投稿の把握方法及び対応
 - (d) 被取材者の提案における留意点
 - (e) 被取材者の推薦応募の受付における留意点
 - (f) 市内各所での取材における質問項目及び留意点
 - (g) ノベルティのデザイン及び被取材者への送付方法
 - (h) 市民等によるハッシュタグ「#スキヒメ」の拡散における具体的な方策
 - (i) 専用Instagramの広告宣伝の実施期間、媒体及び広告頻度
 - (j) その他業務遂行に当たる留意点
- (イ) 業務継続のため必要な電子データ
- (a) フィード投稿の統一デザイン
 - (b) ストーリーズ投稿の統一デザイン

4 成果物

受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果物を本市に提出すること。成果物は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく成果物等を第三者に貸与し、使用し、又は公表することはできない。また、本業務の成果物に関する一切の権利を放棄すること。

- (1) 月次報告書（毎月末時点の効果測定指標について記載したもの）

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 及び PDF 形式 |
| イ 提出期限 | 翌月 10 日 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (2) 被取材者一覧表
- | | |
|--------|---------------------|
| ア 形式 | Excel 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 3 月 31 日 (火) |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (3) 被取材者の推薦応募一覧
- | | |
|--------|---------------------|
| ア 形式 | Excel 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 3 月 31 日 (火) |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (4) 取材撮影写真
- | | |
|--------|-------------|
| ア 形式 | JPEG 形式 |
| イ 提出期限 | 各取材後 2 週間以内 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (5) 取材内容をまとめた文章
- | | |
|--------|--------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 形式 |
| イ 提出期限 | 各取材後 2 週間以内 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (6) 取材内容を文字起こしした文章
- | | |
|--------|--------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 形式 |
| イ 提出期限 | 各取材後 2 週間以内 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (7) 被取材者に送付したステッカー及び T シャツのデザイン
- | | |
|--------|----------------|
| ア 形式 | JPEG 及び PDF 形式 |
| イ 提出期限 | 被取材者への送付前日 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (8) 専用インスタグラムの広告宣伝報告書
- | | |
|--------|---------------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 及び PDF 形式 |
| イ 提出期限 | 実施後 1 週間以内 |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (9) デジタルサイネージ用静止画
- | | |
|--------|-----------------------|
| ア 形式 | Ai、PDF、JPEG 及び PNG 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 7 年 10 月 31 日 (金) |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (10) チラシ
- | | |
|--------|--|
| ア 形式 | A4 サイズ印刷物 1,000 枚及び電子データ (Ai、PDF 及び JPEG 形式) |
| イ 提出期限 | 令和 7 年 11 月 28 日 (金) |
| ウ 提出方法 | 現物納品及び電子メール |
- (11) プロモーション動画

- | | |
|--------|--|
| ア 形式 | MP4、MPEG、MOV のいずれか |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 2 月 2 7 日（金） |
| ウ 提出方法 | DVD-R 2 枚（NTSC 形式、リージョンコード ALL、コピーガードなし） |
- (12) 業務完了報告書
- | | |
|--------|---------------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 及び PDF 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 3 月 3 1 日（火） |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
- (13) 業務手順書
- | | |
|--------|---------------------------------|
| ア 形式 | Microsoft Office Word 及び PDF 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 1 月 3 0 日（金） |
| ウ 提出方法 | DVD-R 2 枚 |
- (14) 業務継続のため必要な電子データ
- | | |
|--------|---------------------|
| ア 形式 | Ai、PDF 及び JPEG 形式 |
| イ 提出期限 | 令和 8 年 1 月 3 0 日（金） |
| ウ 提出方法 | DVD-R 2 枚 |

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、各種関係法令を遵守の上で実施するとともに、本市と十分な協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本市の地域特性を十分理解し、業務を遂行すること
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、本市において提供可能な資料は貸与する。
- (5) 受託者は、本業務を進めるに当たって知り得た事項について、本市が公表する以外の事項について一切の秘密を漏らしてはならない。
- (6) 要求水準書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 要求水準書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- (8) 諸般の事情により、本市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。

6 業務委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで